

これからも
あなたの身近な存在でありたい

社会福祉法人
なん かん まち しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
南関町社会福祉協議会

ケアプラン作成



介護を必要とされる方のお体の状態、ご家族の状況に適した在宅生活を支援する介護支援計画（ケアプラン）を作成します。

ホームヘルパー派遣



高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるように、食事の介助など『身体介護サービス』や調理などの『生活援助サービス』を行うホームヘルパーを派遣します。

あんしんサービス



社会福祉協議会では介護保険事業以外でもホームヘルパーを利用できるサービスとして独自の「あんしんサービス」事業を行っています。

営業時間／月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

なお、ご相談に応じて土曜・日曜・祝日・年末年始及び上記時間以外の対応も行います。

えがお **みんな笑顔**  さと **もやいの郷 なんかん**

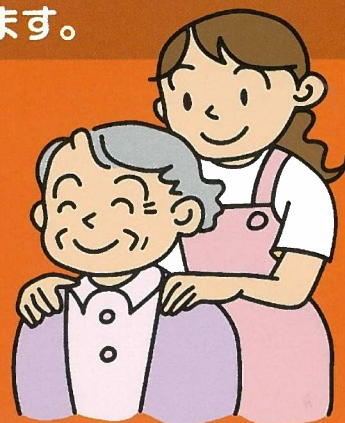
私たちは、地域に住むだれもが安心して暮らせるよう支援しています。

あなたにあった介護支援計画(ケアプラン)を作成します。

ケアプラン作成

(居宅介護支援事業所)

要介護状態になった方が可能な限り自宅で日常生活が営めるよう、心身の状態、環境、利用者の希望に基づき、一人ひとりにあったケアプランを作成し、適切な在宅サービスが利用できるようお願いいたします。



〈サービス利用までの流れ〉

事業所番号4372400301

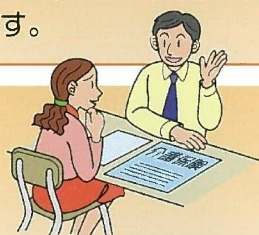
1 ご相談・お問い合わせ

まずはお気軽にご相談ください。



2 ご訪問

ご本人・ご家族の状況をケアマネジャーが聞き取りし、適切なプランを考案します。



3 要介護申請・認定

介護保険の申請手続きから代行いたします。

4 ケアプランの作成・ご契約

ご本人に合ったケアプランを作成いたします。
※利用者様の費用負担はございません。



5 介護保険サービスのご利用

作成したプランを基に、介護保険サービスをご利用いただけます。

- ホームヘルプサービス
- デイサービス
- 福祉用具レンタルサービス など



介護保険で受けられるサービス一例(一部)

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 通所介護・通所リハ(デイサービス・デイケア)
- 短期入所
- 福祉用具購入・貸与
- 住宅改修



相談を受け付けております

介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護保険利用の為の手続き・サポートを行います。介護保険・要介護認定・ケアプラン・介護用品・住宅改修のことなど、何でもご相談に応じます。お気軽にお電話ください。【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日)

特定事業所の認可を受けています!

6人のケアマネジャーのうち2人が主任ケアマネジャーを取得しており質の高いケアマネジメントを提供しております。

ホームヘルプサービスではこんなサービスが利用できます。

ホームヘルプサービス

(訪問介護事業所)

自立支援を目的とした計画(ケアプラン)に基づき、
一人ひとりに合ったサービスを提供します。



〈サービス内容〉

事業所番号4372400509

生活援助

自ら家事を行うことが困難な場合に利用できます。

洗濯
衣類の整理



掃除



生活必需品の買い物
薬の受け取り



一般的な食事の
準備・調理



身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず、介助を
必要とする場合に利用できます。

食事の介助



清拭や入浴の介助



排せつの介助



着替えの介助や体位変換



身体整容・洗面の介助



服薬の介助



できないサービス

ホームヘルプサービスは、利用者の生活全般をサポートすることを目的としているので、介護保険に該当しないサービスがあることをよく確認する必要があります。

× 利用者以外のための家事

家族全員分の食事の準備や洗濯など、利用者本人以外の家族のための家事。大掃除や部屋の模様替えなど、**日常的な家事の範囲を超えるものは、介護保険では利用できません。**

× 金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しや年金の受取など、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取り扱いを頼むことはできません。**※ただし、日常生活自立支援事業などが利用できる場合があります。**

× 医療行為

現在のところ、ホームヘルパーによる医療行為は原則として認められていません。

× 来客の接待（お茶や食事の手配など） × 自家用車の洗車や清掃

× ペットの世話 × 家具や電気器具などの移動・修繕

× お留守番 × 草むしり花木の手入れ

× 室内外の家具の修理 × 大掃除 × 窓ふき

社会福祉協議会あんしんサービス

● どんなサービス？

介護保険では介護認定に応じてサービスの支給量が決まっています。但し、その方の環境や心身の状況によってはその支給量で足りない場合があると思います。

又、入院中の一時外出時は介護保険の利用が出来ません。そんな時、南関町社会福祉協議会が行っているあんしんサービスをご利用下さい。南関町に住所を有する者であれば利用出来ます。

● どんなサービスが利用できる？

サービス内容については介護保険同様とし、介護保険で行うことが出来ないサービスは利用出来ません。

● 利用料金

1時間2,000円（1時間を超えて利用される場合は30分1,000円を加算）



ホームヘルプサービス

(障害福祉サービス事業所)

障害福祉サービスとは、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。該当するサービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要があります。



居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。



重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。



障害福祉サービス 利用の流れ

1 相談・申請

サービスが必要な方は、市町村の窓口などに相談のうえ、申請してください。

2 調査

支給の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての調査（アセスメント）が行われます。

3 審査・判定

調査結果やかかりつけの医師の意見書をもとに審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。



4 認定・通知

障害程度区分や介護する方の状況、申請者の要望などをもとに、サービス支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

5 利用開始

事業者と契約することでサービスが利用できます。

※費用負担は収入により異なります。

社会福祉協議会が あなたの地域に出向きます

社会福祉協議会の職員が皆さんのところに出向きます。社会福祉協議会の活動や役割について理解を深めていただくとともに、これからの住みよい町づくりについて皆さんと一緒に考えていきましょう。



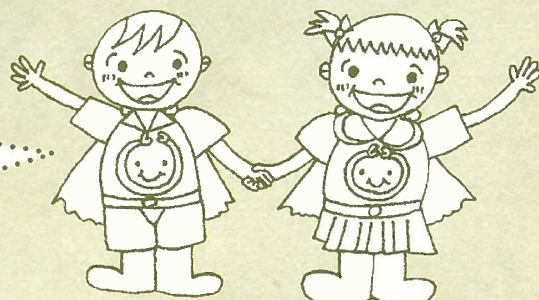
しゃ かい
社会
暮らし・生活

ふく し
福祉
しあわせ

きょう ぎ
協議
話し合う

かい
会
集まり

すなわち、
暮らしの中の**しあわせ**について
話し合っていくための集まり



南関町社協 マスコットキャラクター
なんちゃんかんちゃん

しゃ かい ふく し きょう ぎ かい 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、法律で定められている公共性、公益性の高い民間非営利団体です。地域住民の皆さんの参加と保健・福祉関係の協力を得て、誰もが安心して住み続けられる住みよい町づくりのために福祉活動を行っています。

通常『**しゃ きょう** 社協』と呼ばれています。

玉名郡南関町小原1405
(旧老人憩いの家)

TEL (0968) 53-2700
TEL (0968) 69-9020
FAX (0968) 53-2744



お気軽に
ご相談ください

